

計画課／認知症・虐待
防止対策推進室関係

1 介護関連施設・事業の整備及び運営について

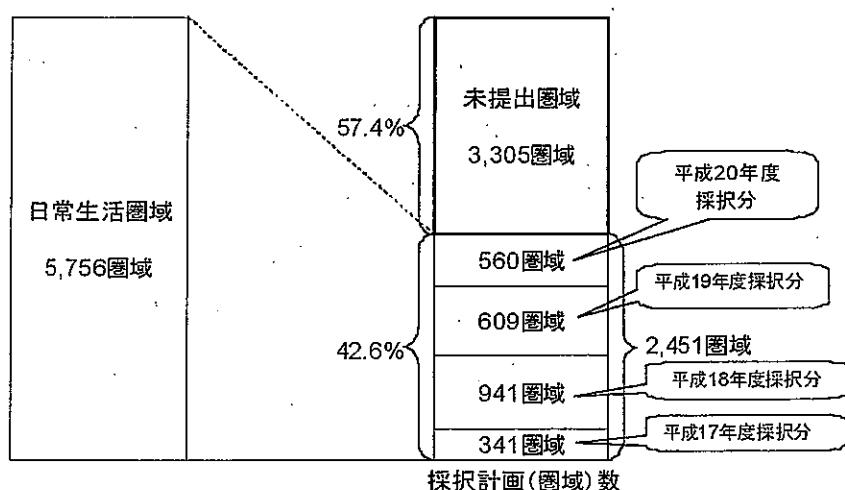
(1) 市町村交付金の積極的な活用について

① 交付金の活用状況について

地域密着型サービス、介護予防拠点などの介護関連施設の整備については、平成20年度においても、日常生活圏域を単位として策定される面的整備計画に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）（以下、ハード交付金及びソフト交付金を併せて「市町村交付金」という。）により、その整備促進を図ってきたところである。

しかしながら、市町村交付金を活用した基盤整備が十分行われていない市区町村又は圏域が多数見受けられるなど、交付金活用への取組は低調であると言える。

平成17～20年度 面的整備計画の採択実績(日常生活圏域毎)



※1 日常生活圏域数は平成18年4月1日現在

※2 採択計画数は面的整備計画

※3 採択計画数は平成20年度第3次内示分まで(平成21年2月現在)

② 市町村交付金の制度の周知徹底等について

市町村交付金については、平成21年度予算（案）においても必要な予算額を確保したところであり、予算の範囲内においてできる限り各市区町村からの協議を採択したいと考えている。

各都道府県におかれでは、平成21年度に新たに創設される「既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業」と併せ、あらゆる機会を通じて、管内各市区町村に対

し周知徹底を行い、また、先進的事業支援特例交付金の市町村提案事業を活用したモデル的事業等についての積極的な取組を行うよう、市区町村へ周知徹底をお願いしたい。

平成21年度予算（案）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）	387億円
地域介護・福祉空間整備推進交付金（ソフト交付金）	20億円

（2）既存小規模福祉施設にかかるスプリンクラー整備について

平成18年1月8日に発生した認知症高齢者グループホームの火災を機に、小規模福祉施設（275m²以上1,000m²未満）の防火安全対策が見直され、防火安全対策強化のための消防法施行令改正が平成19年6月13日に公布されており、平成21年4月1日から施行される。

この改正により、小規模福祉施設においてもスプリンクラーの設置が義務づけられることとなり、既存の小規模福祉施設については平成21年度から平成23年度までの3カ年の間に整備を進めるよう経過措置が設けられていることから、平成23年度までの时限措置として市町村交付金において支援していくこととしている。

具体的には、消防法施行令で定められた自力避難困難者※入所施設のうち、市町村交付金の対象となっている小規模の特別養護老人ホーム（定員29名以下）、小規模の介護老人保健施設（定員29名以下）、認知症高齢者グループホームの3施設であって、これまでに整備された既存施設を交付対象とする。

については、今回、スプリンクラー設置が義務づけられた小規模福祉施設に対し、早期に整備計画を策定し、市町村交付金を活用して積極的に整備を行うよう周知徹底を図られたい。

なお、各都道府県、政令市及び中核市におかれでは、消防法施行令の改正に伴ってスプリンクラーの設置が義務づけられた施設であって、市町村交付金の対象外である施設に対する計画的なスプリンクラー整備を進められるようお願いしたい。

※ 自力避難困難者：火災発生時にその危険性を認識できず、または、危険性を認識

できたとしても自力で避難する能力に著しく乏しいことが明らかである者。

(要介護度 3 以上の高齢者／乳幼児／障害程度区分 4 以上の障害者)

既存小規模福祉施設スプリンクラー整備事業（仮称）案

- 対象施設 これまでに整備された以下の施設であって、スプリンクラーが未設置であるもの。
・ 小規模の特別養護老人ホーム（定員 29 名以下）
・ 小規模の介護老人保健施設（定員 29 名以下）
・ 認知症高齢者グループホーム
- 面積基準（延べ床） 275 m² 以上
- 交付単価（予定） 9,000 円／1 m²

（3） 都道府県等による特別養護老人ホーム等の整備に対する助成について

① 計画的な施設整備について

地域介護・福祉空間整備等交付金のうち、大規模・広域型の特別養護老人ホーム等を対象とする都道府県交付金は、地方 6 団体からの要望を踏まえ、平成 18 年度に廃止し、各都道府県、政令市及び中核市への一般財源化を行ったところである。

各都道府県、政令市及び中核市におかれては、一般財源化の趣旨を踏まえながら、地域のニーズに即した計画的な施設整備を進められるよう、ご配慮願いたい。

同様に、消防法施行令の改正に伴ってスプリンクラーの設置が義務づけられた施設であって、市町村交付金の対象外である施設に対する計画的な整備を進められるよう重ねてお願いしたい。

② 地方債を活用した施設整備について

また、（旧）都道府県交付金が対象としていた施設整備に対する都道府県、政令市及び中核市の補助金に対しては、

ア 平成 21 年度も引き続き「特別の地方債」により地方財政措置が行われ、その起債対象事業費は一般財源化前の都道府県交付金の要綱等により算定するこ

ととされており、その元利償還金については、後年度その100%を普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

イ・また、アとは別に、(旧)都道府県交付金に係る都道府県、政令市及び中核市負担分に対する地方債の地方財政措置は一般財源化前と同様に行われているところである。

これらを踏まえつつ、各都道府県、政令市及び中核市の財政当局と十分協議のうえ、適切な財政支援を行うようにしていただきたい。

※ なお、昨年末、福島県いわき市の小規模多機能型居宅介護事業所において発生した火災により死傷者が出了ことを踏まえ、消防法施行令の改正に伴いスプリンクラーの設置が義務づけられていない施設についても、入居者の安全確保を図るため、消防担当部局と連携しつつ、防災対策の強化や避難訓練の実施の徹底などについて、管内市区町村及び施設に対する注意喚起をしていただくようお願いしたい。

(4) 介護療養病床の転換支援策について

① 介護療養型医療施設等転換整備事業

介護療養病床から介護老人保健施設等への転換については、平成18年度から地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金により支援しているところである。

介護療養病床の転換は、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供するという観点から、各都道府県において平成24年3月までに計画的に進めていくものであるが、これまでの転換に係る交付金の執行状況を見ると、転換への取組が進められているとは言えない状況にある。介護療養病床に入院している方々の不安を招かぬよう、適切な受け皿を確保するために転換を計画的に進めていくことが重要であることから、平成21年度においては、より積極的な転換を実施するとともに、平成22年度以降の転換計画を前倒しするなど、病床転換への積極的な取組みをお願いしたい。

(参考) 転換先の対象施設

・ 介護老人保健施設

- ・ ケアハウス
- ・ 有料老人ホーム（居室は原則個室とし、1人当たりの床面積が概ね 13 m^2 以上であること。）
- ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（社会福祉法人を設立等する場合）
- ・ 認知症高齢者グループホーム
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所
- ・ 生活支援ハウス
- ・ 適合高齢者専用賃貸住宅及び厚生労働大臣が定める基準（各戸が床面積 25 m^2 以上／各戸に台所や浴室等必要な設備を備えていること／前払家賃保全措置）を満たすもの

[単価：転換病床1床当たり、創設100万円、改築120万円、改修50万円]

② 平成21年度の独立行政法人福祉医療機構融資の取扱いについて

ア 市町村交付金以外でも、療養病床等の再編成を円滑に進めるため、療養病床等を有する病院又は診療所を老人保健施設等に転換する場合については、独立行政法人福祉医療機構の融資率の引き上げなど貸付条件の緩和を行っているところであるので、積極的な活用をお願いしたい。（参考1参照）

イ また、療養病床転換を行う医療機関が療養病床整備時の債務等を円滑に償還し、転換後も安定的に経営できるよう支援するため、長期運転資金として「療養病床転換支援資金」が平成20年度に創設され、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた療養病床整備時の債務についても、法人の経営状況に応じて償還期間を延長することとしているので、平成21年度においても引き続き、管内市区町村及び関係団体等に対し周知徹底をお願いしたい。（参考2参照）

(参考1) 療養病床の介護老人保健施設等への転換に係る貸付要件の緩和

区分	通常整備の貸付条件			平成21年度(療養病床転換に限る)		
	貸付けの相手方	融資率	利 率	貸付けの相手方	融資率	利 率
特別養護老人ホーム	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社			<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社		
軽費老人ホーム (ケアハウス)	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人	7.5%	財投+0.1	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人		
認知症対応型老人共同生活援助事業	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 営利法人等			<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 医療法人		
生活支援ハウス	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 営利法人等	7.0%	財投+0.5	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 営利法人等	9.0%	財投金利 と同じ
小規模多機能型居宅介護事業	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人	7.5%	財投+0.1	<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人		
有料老人ホーム	<input type="radio"/> 特定有料老人ホーム <input type="radio"/> 有料老人ホーム	7.0%		<input type="radio"/> 社会福祉法人		
			財投+0.5	<input type="radio"/> 社会福祉法人		

人 ホ ー ム	(基盤整備促進法に基づく ものに限る)	<input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人	7 5 %	<input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 営利法人等		
		<input type="radio"/> 営利法人等				
		融資対象外				
	一般有料老人ホーム			<input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 一般社団法人又は 一般財団法人 <input type="radio"/> 医療法人		
介護老人保健施設 (※医療貸付)		<input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 厚労大臣が認めた者	7 5 %	財投+0.1	<input type="radio"/> 医療法人 <input type="radio"/> 社会福祉法人 <input type="radio"/> 日本赤十字社 <input type="radio"/> 厚労大臣が認めた者	9 0 % 財投金利 と同じ

(参考2) 「療養病床転換支援資金」について

① 貸付限度額 最大 7.2 億円以内

(原則 4.8 億円以内。ただし、機構が特に必要と認める場合は 7.2 億円以内)

② 償還期間 最大 20 年以内 (うち据置 1 年以内)

(原則 10 年以内。ただし、機構が特に必要と認める場合は 20 年以内)

③ 貸付利率 財政融資資金借入利率と同率。

(5) 「高齢者安心住空間整備事業」について

都市部における大規模団地、特に昭和 40 ~ 50 年代前半に開発されたニュータウン等においては、入居者の高齢化が急速に進んでいるところが多くあるが、当該地域においては新たなサービス拠点の用地や施設の確保が困難であり、高齢者向けの住宅や介護等の福祉サービス拠点が不足している状況にあることから、平成 20 年度より、国土交通省の行う住宅施策との連携により、「安心住空間創出プロジェクト」を推進しているところである。

当プロジェクトについては、

① 団地（住棟）の改修・改築等によって生じる余剰スペースや団地敷地内の空き店舗を活用した高齢者等のための地域交流スペースや地域密着型の介護サービス

拠点などの高齢者福祉サービス基盤の整備を厚生労働省が「高齢者安心住空間整備事業」（市町村交付金の1メニュー）によって支援し、

- ② 団地の居室や共有スペース等における段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化やエレベーターの設置等、居住部分の改修・改築等を国土交通省が支援する

ことにより、両省がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を密にして推進していくこととしている。

また、当プロジェクトの推進に当たって、国、地方公共団体、都市再生機構等関係団体の連携を強化するため、平成20年6月30日に全国会議を開催し、都道府県・指定都市の住宅部局及び福祉部局担当者に対し、当該事業への積極的な取組みについて周知したところであるので、今後も引き続き管内の市区町村に対し、住宅部局と福祉部局が連携して積極的に取組むよう周知徹底していただきたい。

(市町村交付金の活用例)

1. 団地（住棟）の改築に併せ、住棟の1階部分全てを福祉空間として整備
→ 認知症高齢者デイサービス（面的整備事業）と地域交流スペース（先進的事業）
2. 団地敷地内にあった空き店舗を地域交流スペースとして整備（先進的事業）
3. 団地の改築によって生じた余剰スペース（空き地）に、多目的スペースを整備（先進的事業）

(6) 「市町村提案事業」の活用について

「市町村提案事業」（先進的事業支援特例交付金）については、平成21年度も引き幅広く採択していく方針であるので、自治体の創意工夫の下、モデル的な事業について積極的な協議を行うよう、市区町村へ周知をお願いしたい。

また、地域密着型サービス拠点や地域交流スペースなどの高齢者福祉サービス基盤の整備により高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を営むことができ

るようとする取組みは、商店街の空き店舗や廃校等既存の社会資源を活用して行うことなどにより、地域活性化の観点からの「まちづくり」にも有効なものとしうることから、まちづくり部局とも連携しながら高齢者福祉サービス基盤の整備について検討することについても、管内市区町村に対し周知をお願いしたい。

市町村提案事業の採択例

令和2年度までの採択事例

- ① 高齢者や児童が定期的に集う高齢者サロン（世代間交流スペース）を整備
- ② 高齢者が子供との世代間交流を行えるよう、新たに整備する小規模多機能型居宅介護と託児所の複合施設に共生型サービス拠点を整備
- ③ 小規模多機能型居宅介護、介護予防拠点及び認知症高齢者グループホームの整備に合わせて、その機能を生かした共生型サービス拠点を併設
- ④ 独居高齢者が急増する団地の空き店舗等を改修して、地域住民や児童との交流が行えるサロン（地域住民が利用できるカフェテリア、ファミリーサポートの実施）を整備
- ⑤ 軽要援護状態の1人暮らし高齢者が共同で生活することにより、従来の生活を継続できるような居住基盤を整備

（7）介護サービス施設等の防災対策等について

① 防災対策について

特別養護老人ホーム等介護施設については、入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、各都道府県におかれでは、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の介護施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定さ

れている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

- ク 施設所在地の市区町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への通知
- ケ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立
- コ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難及び避難後の円滑な援護
- サ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

防災対策に万全を期されたい。

② 大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的な参画をお願いしたい。

特別養護老人ホーム等介護施設は、災害時において、地域の防災拠点として重要な役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただきたい。

(8) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、入居者の方の安全対策に万全を期すため、「ばく露のおそれのある場所」を保有している社会福祉施設等においては、法令等に基づき適切な措置を講じるよう指導をお願いしてきたところである。

アスベスト等の使用実態については、平成20年5月に調査を実施し、その調査結果について9月11日に公表したところである。調査結果において、アスベストの有無が判明した社会福祉施設等（82, 579施設）のうち、「ばく露のおそれのある場所」を有する施設が112施設（0.1%）あった。現在、フォローアップ調査※の結果を取りまとめているところであるが、全ての自治体から回答が提出されていない状況であるため、未提出の自治体におかれでは早期にご提出をお願いしたい。

※ 5月9日の調査の結果において、「ばく露のおそれがある場所を保有する施設」、「分析調査中の施設」及び「未回答の施設」を対象とし、今後の対応予定や分析結果等について、再度

10月に行った調査

(9) 介護サービス施設等における木材利用の推進

介護サービス施設等社会福祉施設における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであり、市町村交付金の実施要綱においても、施設整備における木材の利用を優先的に計画に盛り込むようお願いしているところである。木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市区町村及び関連事業者等に対し周知していただきたい。

(10) 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策の一環としての低炭素社会づくりは、政府の最優先課題であり、全省庁が連携を取りつつ、積極的に取り組んでいくことが求められている。

厚生労働省としては、地球温暖化対策に資するものとして、社会福祉施設等の整備における太陽光発電設備の整備やエネルギー転換及び照明設備の省エネ機器の導入等種々の対策を施設整備等において実施していくことが重要であると考えている。

都道府県・指定都市・中核市におかれても、社会福祉施設等の施設整備等にあたっては、資源エネルギー庁が実施する補助事業等※を活用するなど、地球温暖化対策に配慮した取組みをお願いしたい。

※ 太陽光発電設備に要する費用については、資源エネルギー庁の「新エネルギー等事業者支援対策事業」や「地域新エネルギー等導入促進事業」などの補助金がある。

(11) 特別養護老人ホームの整備について

今次の介護報酬改定に際して行った介護事業経営実態調査によると、定員31～50人の特別養護老人ホームの收支差率がマイナス8%である反面、定員51～80人についてはプラス6.2%となっている。

このことも踏まえ、今次の介護報酬改定においては、看護職員や夜勤職員の配置に係る加算について、定員31～50人の特別養護老人ホームの規模に着目した区分を設定したところであるが、定員50人の特別養護老人ホームは全国に多数整備されており、その経営状況が地域の介護体制や介護保険財政に大きな影響を及ぼすことも懸念されるところである。

特別養護老人ホームを始めとした施設等の整備については、地域のニーズ・実情に応じて、都道府県や市町村の判断の下に進めていただいているところであり、各地域においてどのような施設等をどの程度整備するのかは、もとより都道府県等の判断によるものである。

このような考え方で、各都道府県等における施設等の整備計画の立案・執行に当たっては、介護事業経営実態調査で見られたような規模別の経営状況も踏まえ、地域の介護体制の安定化、さらには介護保険財政の合理化等の観点から、既存の特別養護老人ホームの増床による対応も含め、経営の効率性も考慮の上検討されるよう申し添える。

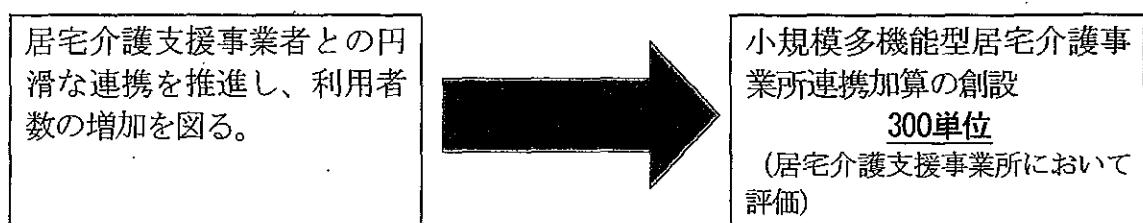
2 地域密着型サービスの推進について

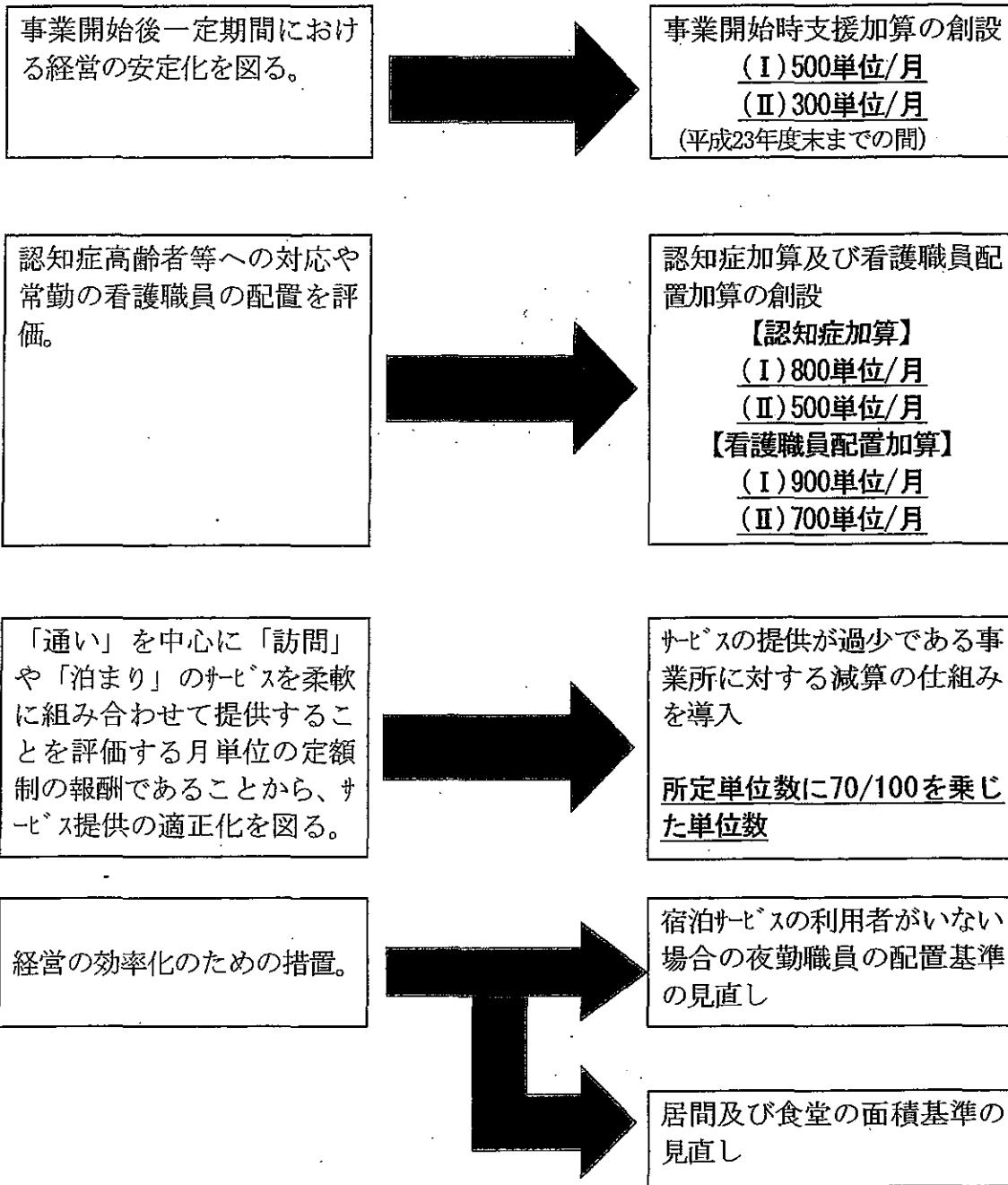
(1) 小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護のサービスについて

本年1月に行った全国厚生労働関係部局長会議においても、既に周知したところであるが、小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護については、高齢者の在宅生活を支える重要な柱となるサービスの一つとして、より一層、普及促進を図る必要があり、平成21年度の介護報酬等の改定においても所要の改定を行うこととしていることから、その趣旨を十分に踏まえ両サービスの普及促進に向け管内市区町村に対して周知願いたい。

<参考>小規模多機能型居宅介護及び夜間対応型訪問介護に係る改定の概要

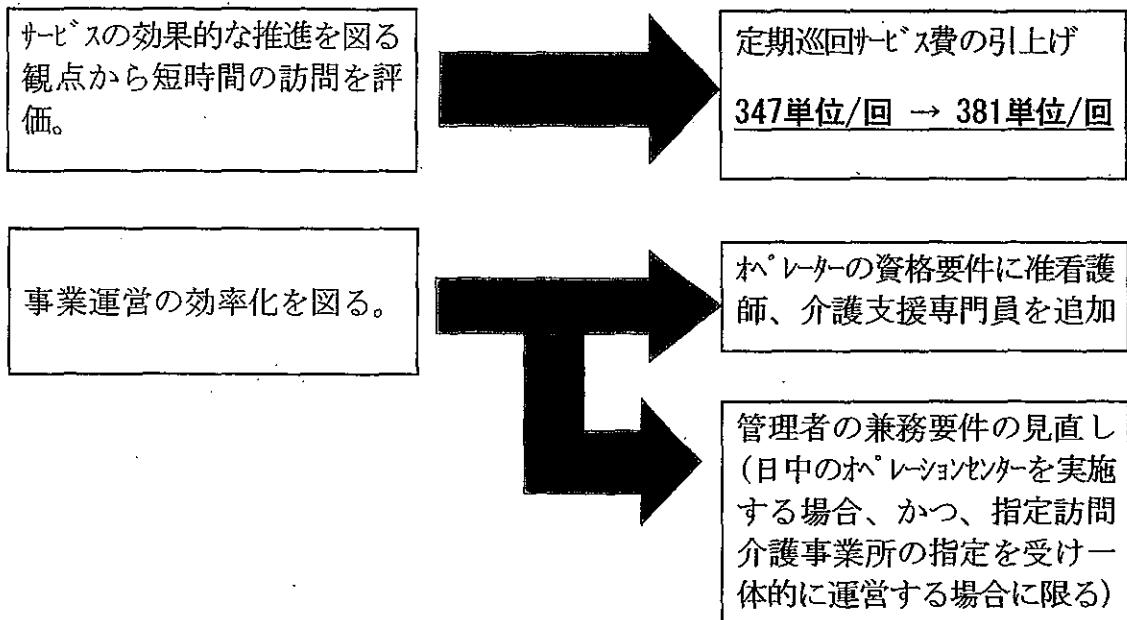
① 小規模多機能型居宅介護





② 夜間対応型訪問介護





(2) 小規模多機能型居宅介護におけるケアプランについて

小規模多機能型居宅介護におけるケアプランの様式については、居宅介護支援と同様のものを使用し、小規模多機能型居宅介護ならではのサービス利用票の記載例等については、追ってお示しすることとしていたところである。(平成18年2月 全国介護保険担当課長ブロック会議資料 P917)

小規模多機能型居宅介護は、高齢者の在宅における生活を支える重要な柱となるサービスであり、平成18年に創設された新しいサービスであることから、これまで、実践事例を収集し、ケアマネジメントに係る実態を調査するとともに、本人主体の視点、24時間365日の支援、地域生活の継続、地域資源の活用などを踏まえたケアプランの作成及び様式の開発に取り組んできたところである。

今般、別添のとおり、「小規模多機能型居宅介護のケアマネジメントについて」として、調査研究事業の成果が取りまとめられたことから、管内市区町村及び事業所等関係機関に對し周知願いたい。

なお、別添資料は、小規模多機能型居宅介護計画等の適切な作成等の標準例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を排除する趣旨のものではないことを念のため申し添える。